

第5期
にかほ市高齢者支援計画

第5期
にかほ市高齢者支援計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等の根拠	1
3 計画の期間	1
4 他計画との調和	1
第2章 高齢者の現状と将来推計	
1 高齢者（65歳以上）の現状と推計	
（1）人口と高齢化率	3
（2）高齢者の世帯状況	4
（3）生産年齢人口と高齢者人口	4
2 要支援・要介護認定者等の現状と推計	
（1）介護度別認定者数と認定率の推移	5
（2）年齢区分別認定者数の推移	6
3 認知症高齢者の現状と推計	
（1）認知症高齢者、軽度認知機能障害者の見込み数	6
（2）KDBからみる要介護認定者の認知症有病率	7
4 日常生活圏域ニーズ調査から見た高齢者の現状	
（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	8
（2）調査結果の抜粋	8
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1 基本理念	11
2 基本目標	11
第4章 施策の展開	
基本目標1 介護予防の推進と介護保険制度の安定的な運営	13
基本目標2 認知症高齢者を支える支援体制の充実	17
基本目標3 地域全体での高齢者支援体制の強化	20
基本目標4 高齢者の生きがいづくりと活動の場の提供	27
第5章 計画の管理	29
《資料》 にかほ市高齢者支援計画策定委員	30
《資料》 にかほ市高齢者支援計画策定委員会設置要綱	30

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

にかほ市では、総人口、高齢者人口が減少しており、2025年には前期高齢者が3,715人、より多く介護や医療が必要となる後期高齢者が5,195人となり、2030年までは後期高齢者が増加する見込みとなります。

また、高齢者の単身世帯・夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、後期高齢者の増加に伴う介護認定率の増加など、何らかの支援を必要とする人の増加が見込まれます。

一方、生産年齢人口の減少は加速し、持続可能な地域社会を維持していくには介護を支える人的基盤の確保や地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを更に推進し、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会づくりが必要です。

このような現状を踏まえ「にかほ市高齢者支援計画」は、にかほ市総合発展計画の基本方針の1つである「高齢者が元気なまち」を目指し策定するものであり、本市と由利本荘市で構成する本荘由利広域市町村圏組合の介護保険事業計画と整合性を図りながら策定します。

2 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定された市町村老人福祉計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、本荘由利広域介護保険事業計画と一体のものとして作成する必要があることから、令和6年度から令和8年度までの計画期間とします。

4 他計画との調和

(1) 「介護保険事業計画」との関係

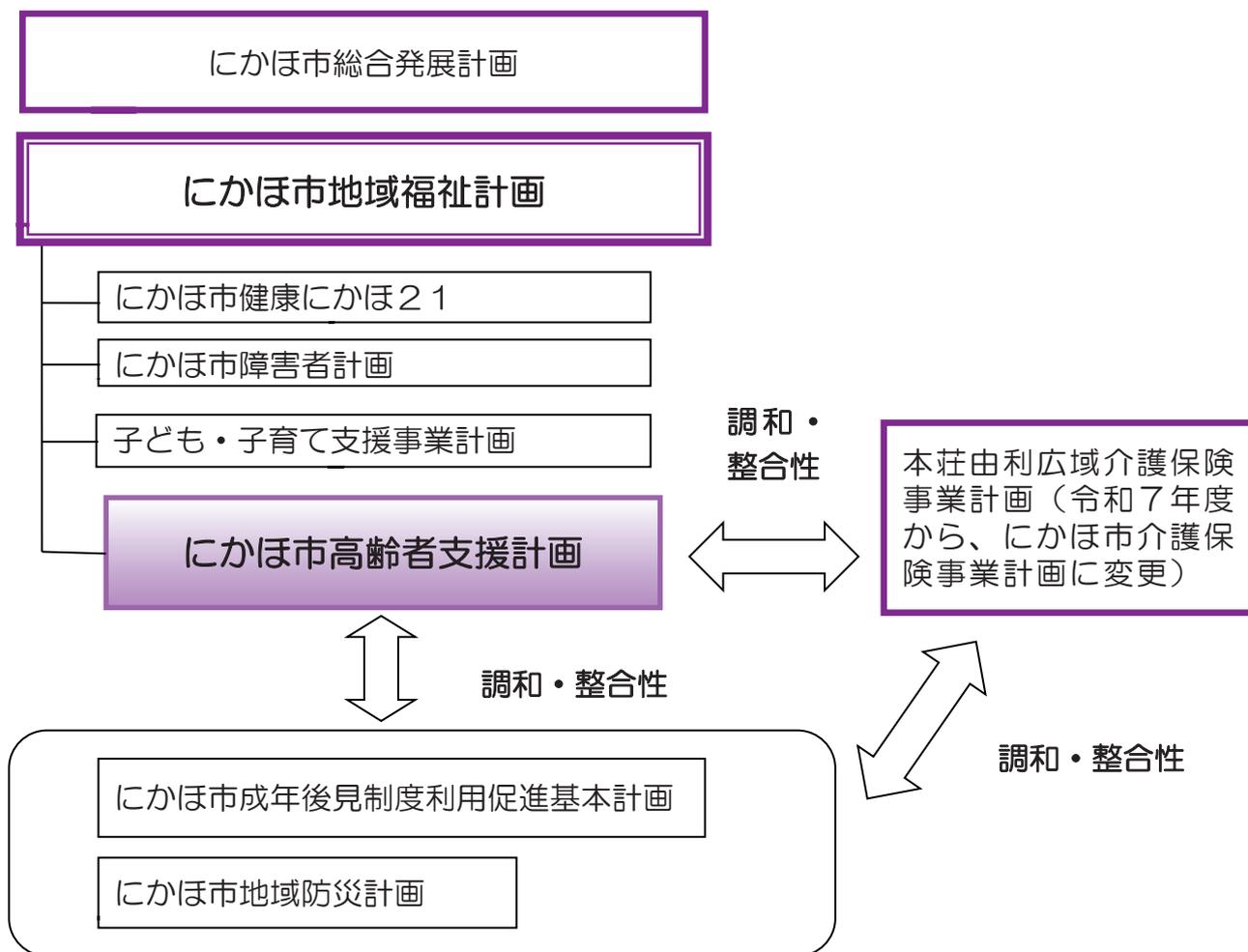
本荘由利広域市町村圏組合で作成する介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づき策定する計画で、介護や支援を必要とする高齢者が利用する介護・予防サービスや地域支援事業の見込み量、介護保険事業費の見込等を定め、介護保険事業を円滑に実施するために策定するものです。

本計画の法的位置づけとなっている老人福祉法第20条の8第7項では、老人福祉計画と介護保険事業計画は一体のものとして作成されなければならないとなっています。

本計画の策定にあたっては、福祉サービスと介護保険サービスを併せて提供できる体制を念頭に置き、介護保険事業計画と整合性を図っていきます。

(2) 他計画との関係

本計画は、市の基本構想である「にかほ市総合発展計画」をもとに、関連する各種計画を見据えて策定しております。



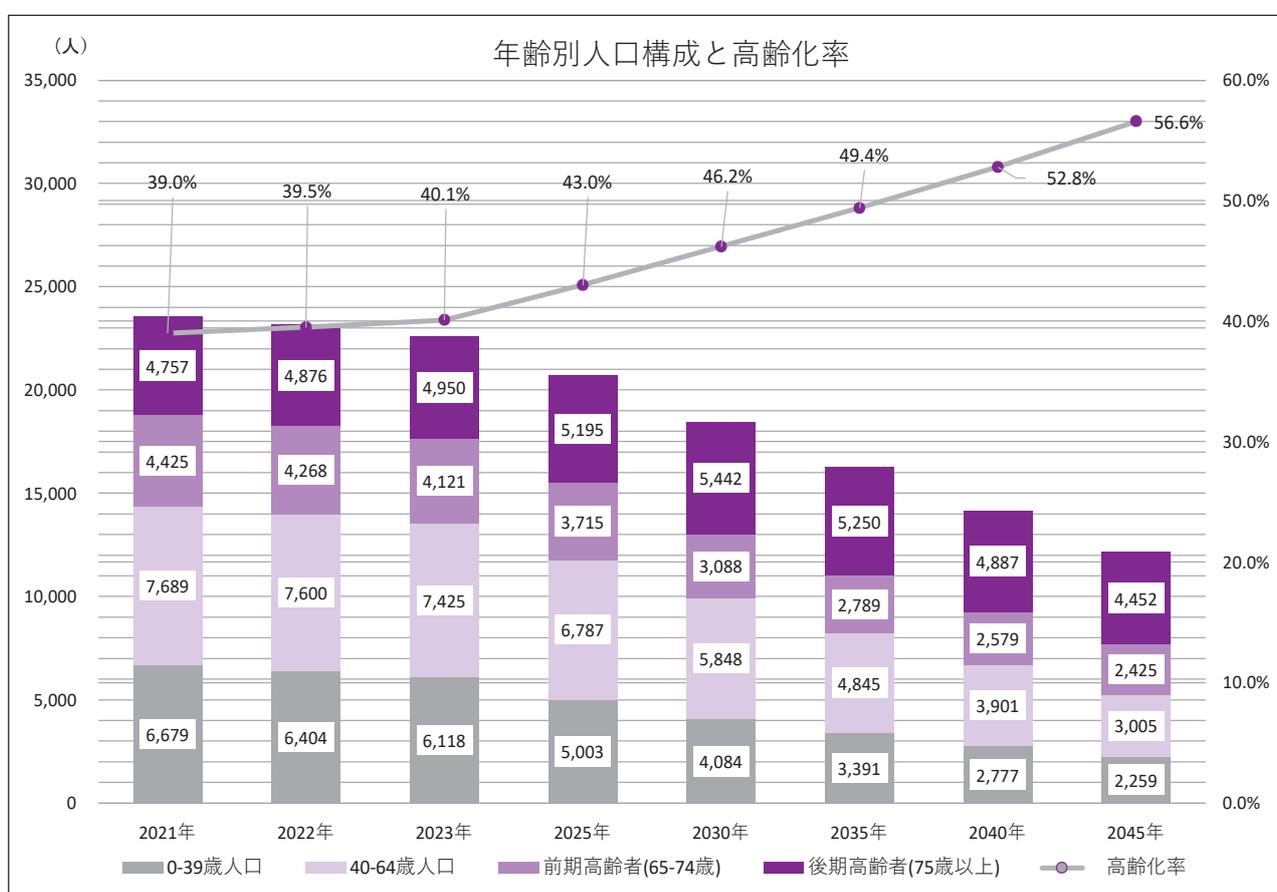
第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者（65歳以上）の現状と推計

(1) 人口と高齢化率

本市の総人口が減少するなか、75歳以上の高齢者人口は増加しており、2030年までは増加し続けると推計されております。

高齢化率は昭和の終わりごろでは10%台でしたが、2023年で40.1%、2025年には43.0%となり、2040年には52.8%になると推計されています。

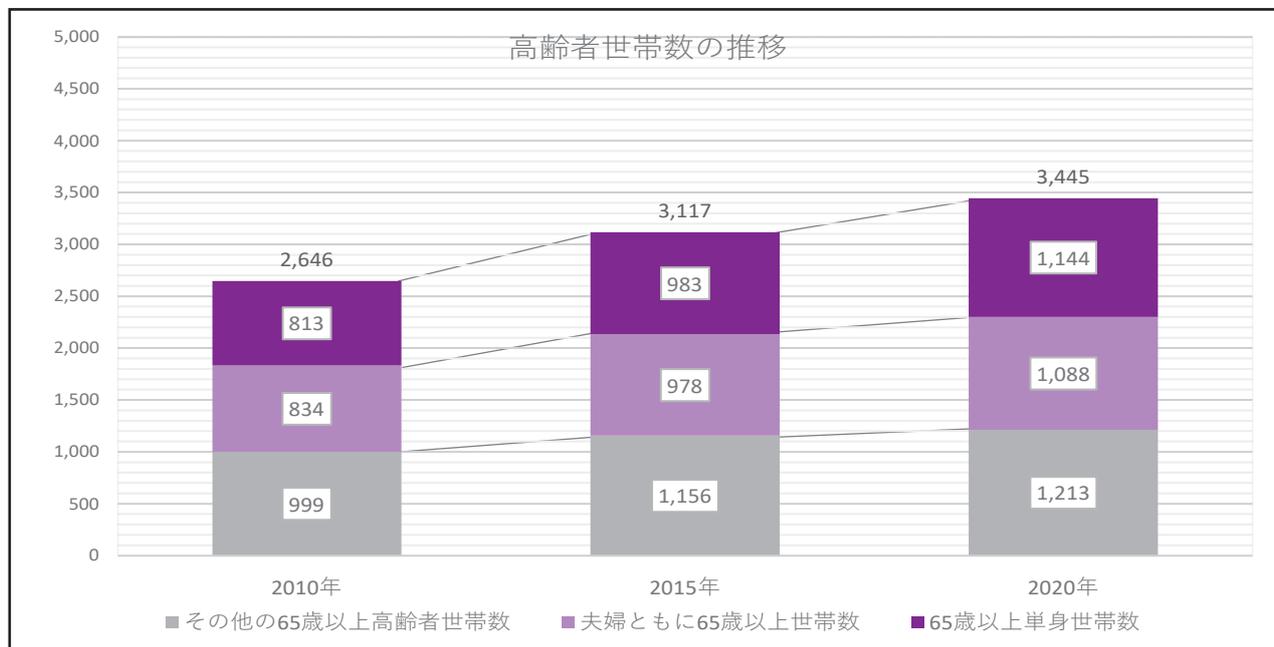


資料：住民基本台帳

(2) 高齢者の世帯状況

高齢化が進むなか、65歳以上の高齢者のみの世帯が増加しています。

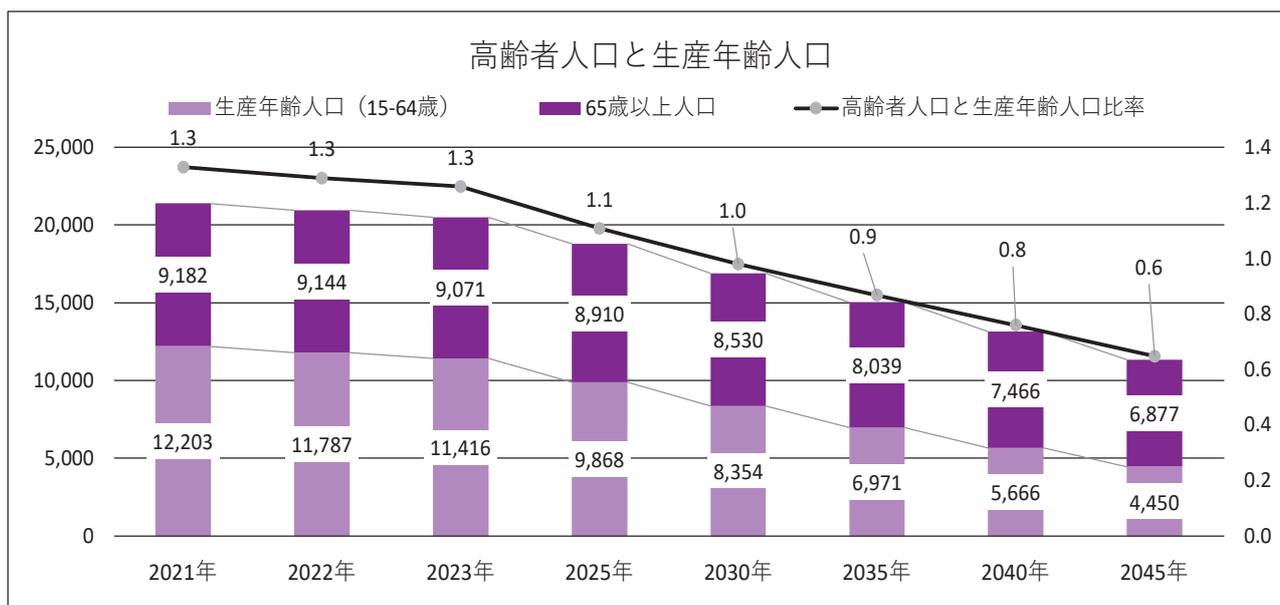
今後もこのような世帯が増加することが見込まれており、地域全体で見守り、支える体制の整備が一層求められています。



資料：国勢調査

(3) 生産年齢人口と高齢者人口

生産年齢人口は減少することが見込まれており、2030年までは高齢者1人を生産者年齢人口1.0人で支える状況であります。2035年からは0.9人と、高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。



資料：住民基本台帳

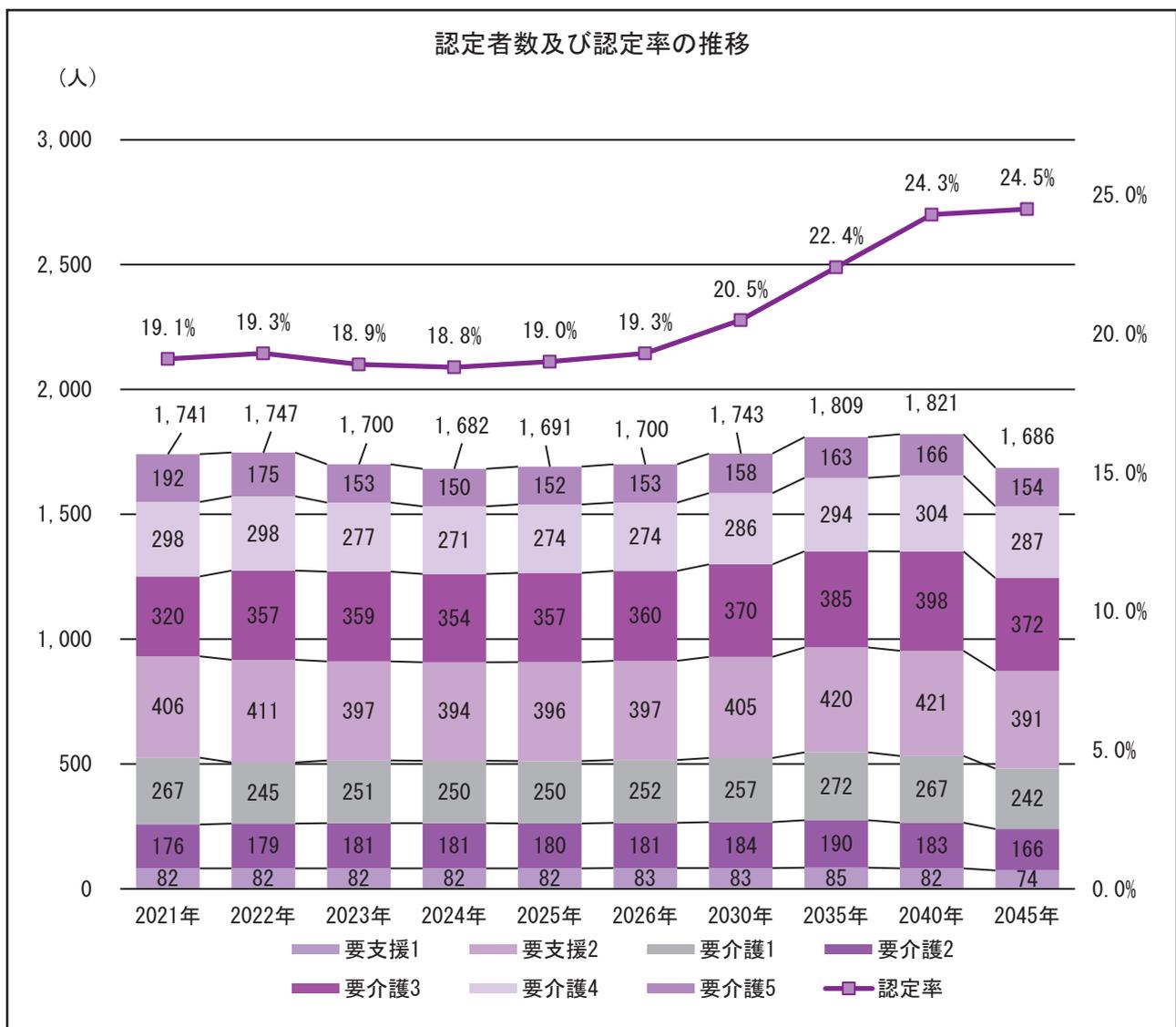
2 要支援・要介護認定者等の現状と推計

(1) 介護度別認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、被保険者数の推移及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績を考慮して推計すると2023年には微減傾向になり、2025年からは再び増加傾向となっています。

介護度別にみると2019年から引き続き要介護2の方が最も多く、施設入所の対象となる要介護3以上の方も同じく2019年からは全体の46～47%台を推移し、2045年には48.2%となります。

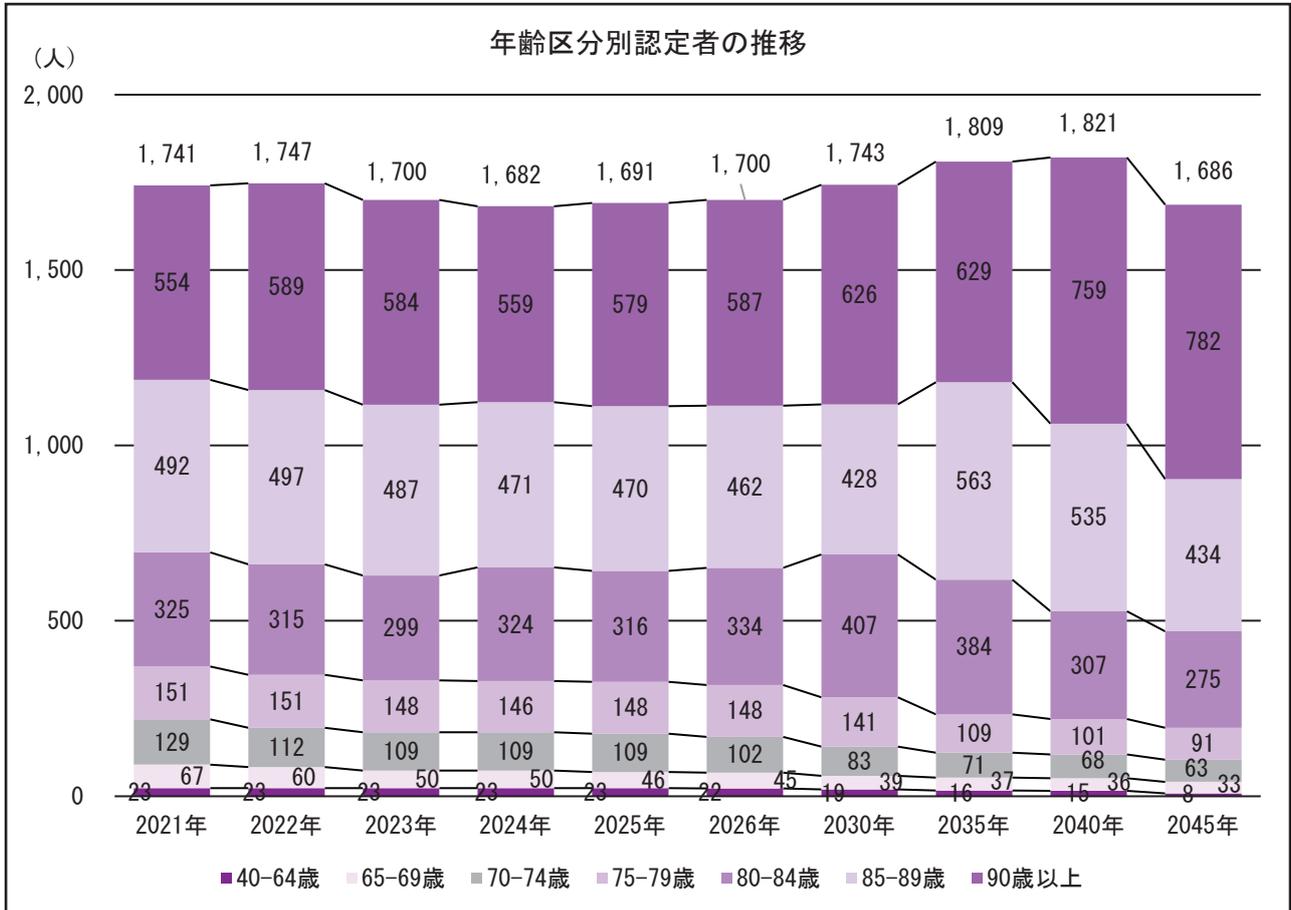
介護認定率は、2030年には20%台となり、その後も認定率の増加が見込まれます。要介護認定者が増加することで、介護保険料の増額も想定されます。



資料：介護保険事業状況報告（9月報告）

(2) 年齢区別認定者数の推移

年齢区別では、85歳以上で認定者が多く約6割を占め、2040年には7割となります。



資料：介護保険事業状況報告

3 認知症高齢者の現状と推計

(1) 認知症高齢者、軽度認知機能障害者の見込み数

●当市の高齢者人口は2020年以降減少傾向に転じております。ただし、それを上回る総人口の減少や認知症有病率の上昇により、総人口に対する高齢者割合や認知症有病者数は増加する見込みです。2040年には人口の半数が高齢者、高齢者の約4人に1人が認知症有病者に該当すると見込まれます。

●令和4年度の国保データベース（KDB）のデータによると、当市の介護認定者における認知症およびアルツハイマー病の有病率は、国・秋田県・同規模市町村と比較しても高い状況です。

【人口と認知症推計の現状と推移】

		2020年度	2021年度	2022年度	2025年度	2040年度
総人口	(人)	23,981	23,550	23,148	20,700	14,144
高齢者人口	(人)	9,184	9,182	9,144	8,910	7,466
高齢者割合	(%)	38.3	39.0	39.5	43.0	52.8
要介護認定者数	(人)	1,704	1,741	1,747	1,691	1,821
認知症見込数	(人)	1,607	1,607	1,600	1,782	1,837
(認知症有病率)	(%)	(17.5%)	(17.5%)	(17.5%)	(20.0%)	(24.6%)
MCI見込数	(人)	1,194	1,194	1,189	1,158	971
(MCI有病率)	(%)	(13%)	(13%)	(13%)	(13%)	(13%)

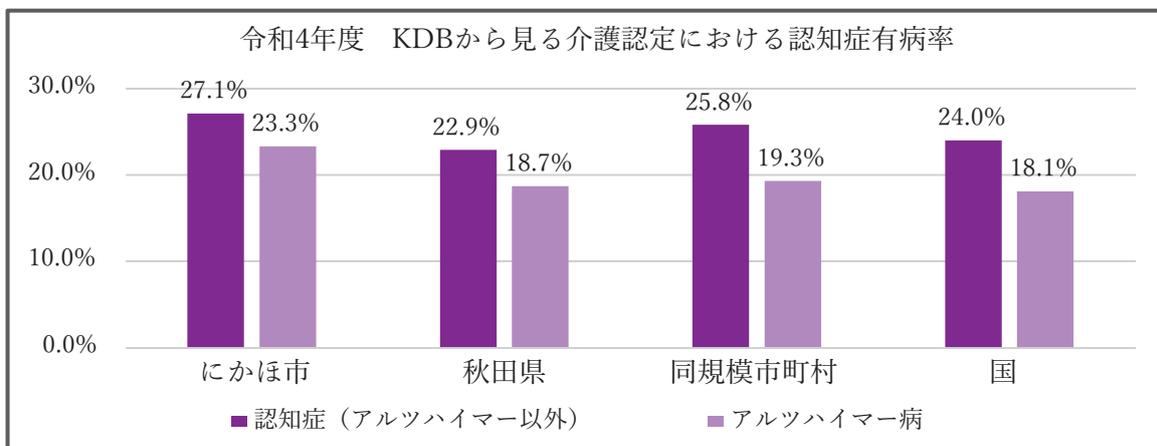
※認知症高齢者数の推計について

「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年 九州大学 二宮教授)の研究結果をもとに推計しています。

なお、高齢者に占める軽度認知障害者(MCI)の割合については、当該研究では公表されないことから厚生労働省が公表した割合(高齢者の 13%)を使用して推計しました。

(2) KDBからみる要介護認定者の認知症有病率

令和4年度の国保データベース(KDB)のデータによると、当市の要介護認定者の認知症およびアルツハイマー病の有病率は、国・秋田県・同規模市町村と比較しても高い状況です。



資料：国保データベース(KDB)システムは「特定健診・特定保健指導」「医療」「介護保険」等の情報を活用し、保険者毎の統計・分析を行うシステム。

同規模市町村とは人口や被保険者数をもとに保険者規模を分類した区分である。

4 日常生活圏域ニーズ調査からみた高齢者の現状

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

●調査の目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、影響を与える日常生活の状況を把握することで、地域の課題を特定することを目的とした調査です。第9期介護保険事業計画の策定に合わせて調査を実施しています。

●調査の対象者

要介護認定を受けていない高齢者

●調査の方法

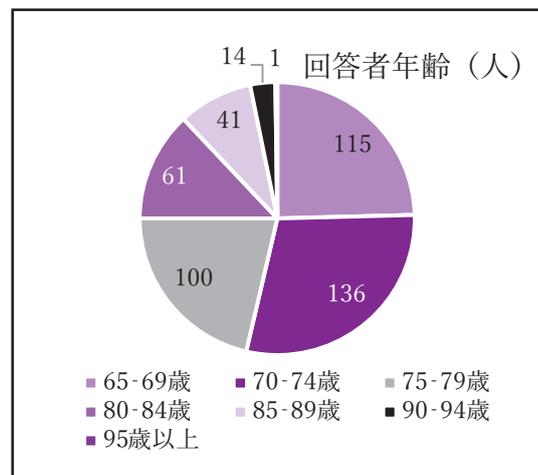
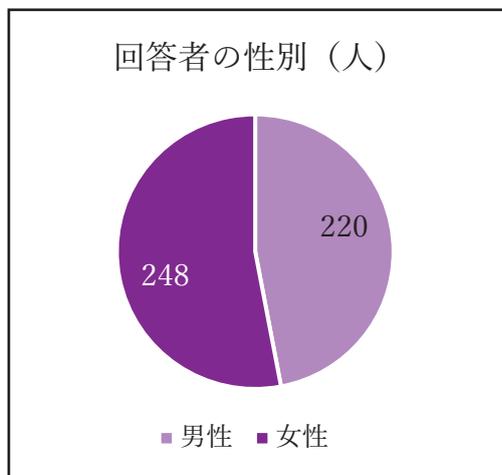
郵送配布・郵送回収

●調査の実施時期

令和4年2月実施

●配布及び回収の結果

配布数700件 有効回答数467件（有効回答率66.7%）



(2) 調査結果の抜粋

本調査では要介護状態に至るリスクについて調査しています。種類としては、運動機能リスク、栄養改善リスク、咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、認知症リスク、うつリスク、IADLリスク、転倒リスクの8項目について調査しています。

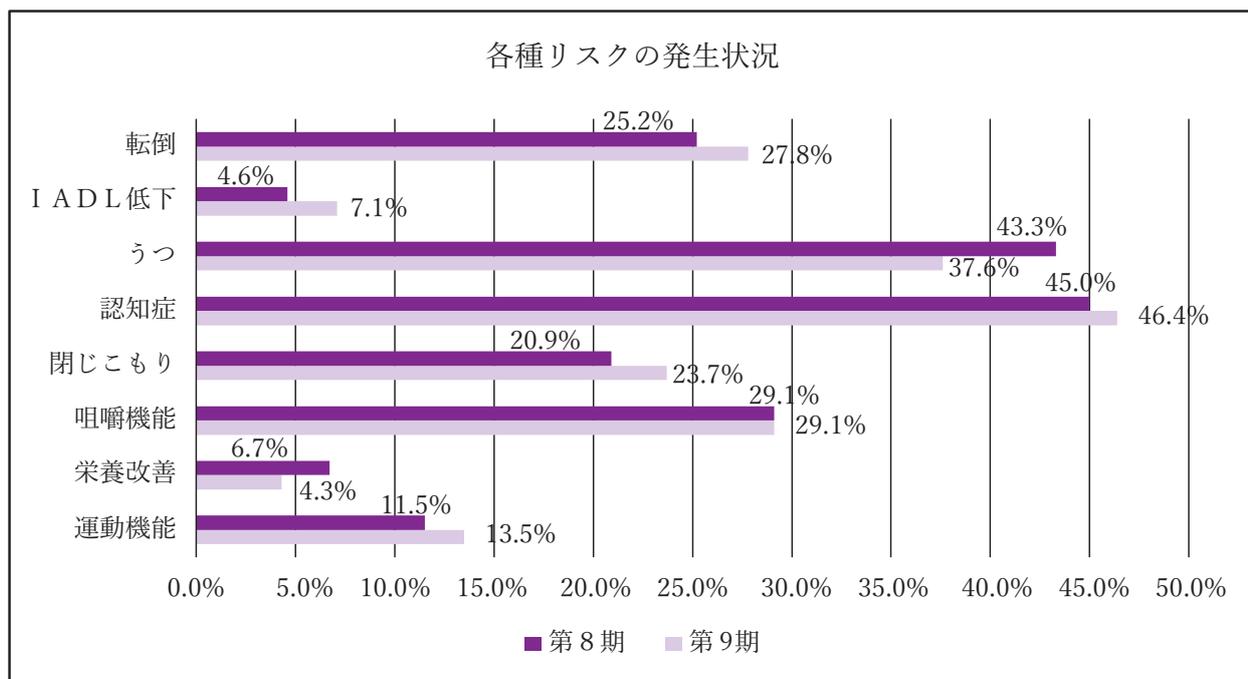
第9期現時点における各種リスクの発生状況を見ると、認知症リスクが46.4%・うつリスクが37.6%と高く、続いて咀嚼機能リスク、転倒リスクが高くなっており、第8期（2020年度）と比較すると、転倒、IADL低下、認知症、閉じこもり、運動機能リスクが増加傾向にあり、うつリスク、栄養改善リスクが減少しています。コロナ禍における外出

自粛、それに伴う交流の減少等が運動機能や認知症、閉じこもりへ少なからず影響を与えていると想定されます。

認知症対策と共に、社会的フレイルの予防に向けた取組みの必要性があります。

※IADL とは:「手段的日常生活動作」の略称で、掃除・料理・洗濯・買い物・金銭管理など、日常生活における応用的な動作を指します。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における各種リスクの発生状況】

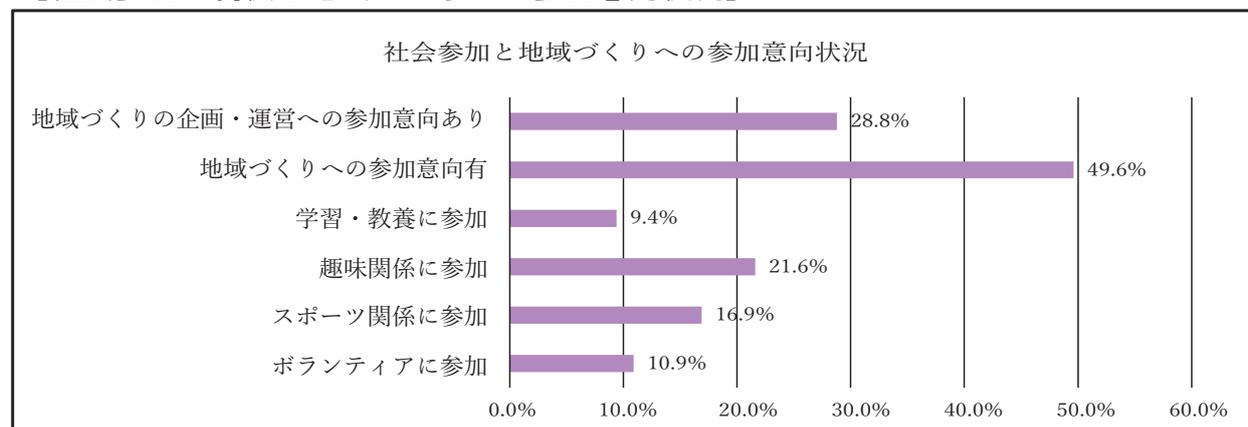


社会活動や地域づくりへの参加意向を見ると、半数以上の高齢者が地域づくりへの参加意向があり、うち約3割の高齢者に地域づくりの企画・運営への参加意向がありました。

また、社会参加では趣味関係が21.6%と多く、続いてスポーツ関係、ボランティア関係にも1割以上の高齢者が参加している状況でした。

地域共生社会に向け、地域づくりへの参加意欲のある高齢者の活躍の場の創出、社会参加をしている高齢者を増やす取組みが今後も必要となります。

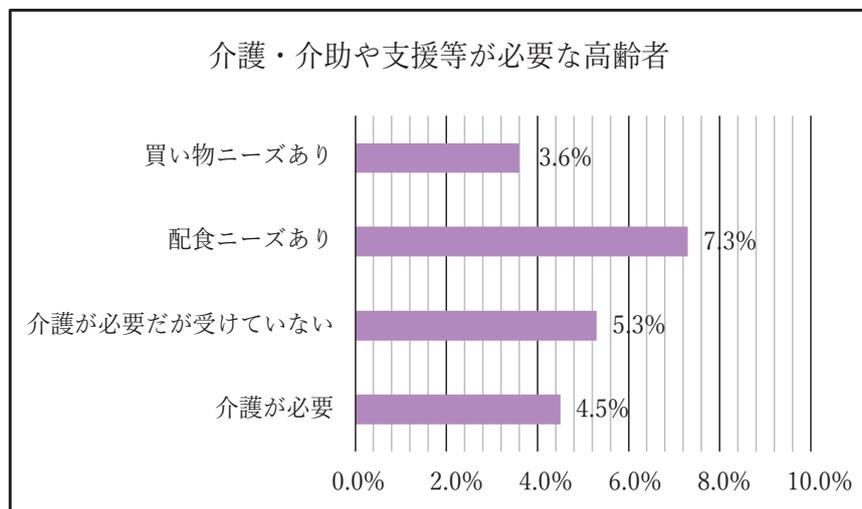
【社会参加の現状と地域づくりへの参加意向状況】



介護・介助や支援等については、9.8%の高齢者が介護・支援を必要としています、その内5.3%は特に支援を受けていない状況にあります。

介護・支援を必要としている高齢者には適切な介護・支援が提供される体制づくりが今後必要です。

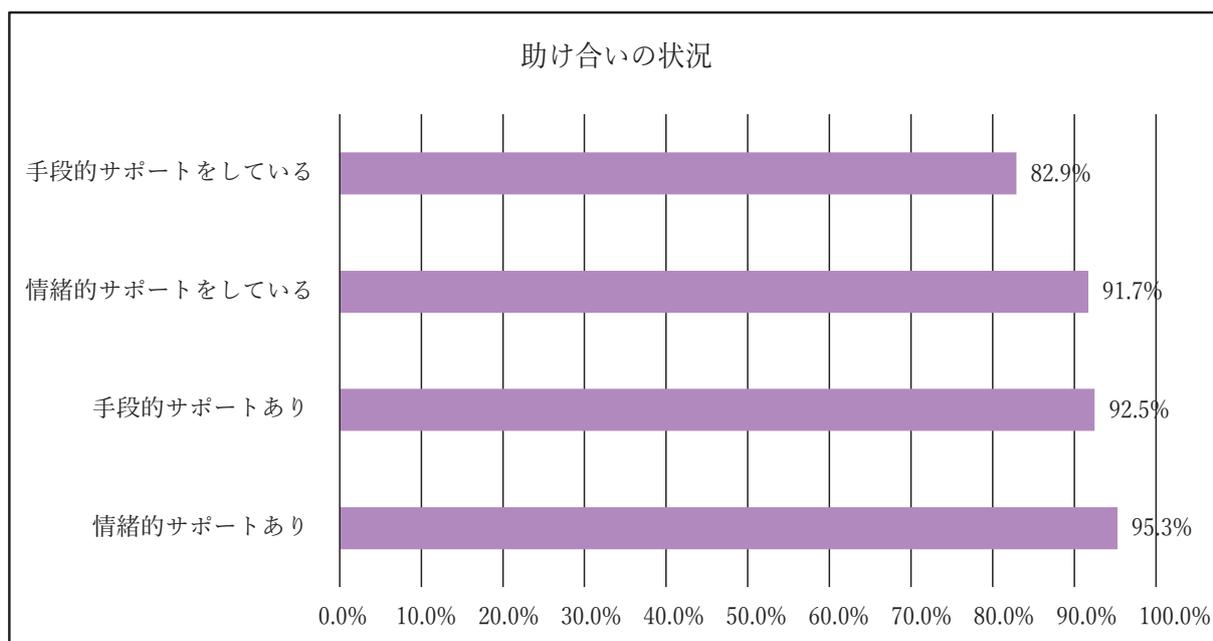
【介護・介助や支援が必要な高齢者の割合】



【助け合いの現状】

助け合いの状況としては、9割を超える高齢者が何らかのサポートを受けている状況にあり、また情緒的サポートについては9割以上の高齢者自身が担い手となっています。

誰もが活躍できる地域づくりのために、担い手・受け手の立場を超えた助け合いの仕組みづくりを継続して行う必要があります。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

高齢者が元気なまち

子どもから高齢者まですべての世代の人が、年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく、健康で心豊かな生活を送ることは、誰もが望む願いです。

本計画では、「高齢者が元気なまち」を基本理念にかかげ、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「支える側」「支えられる側」の関係を超越して市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合う地域社会を目指します。

2 基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を設定し、基本目標ごとに基本方針を定め高齢者支援を進めていきます。

【基本目標1】介護予防の推進と介護保険制度の安定的な運営

- 【基本方針】
1. 介護予防の充実
 2. 介護人材の確保及び介護給付の適正化
 3. 在宅医療・介護サービスの提供体制の整備

高齢者が、個々の実情に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、多様な主体の参画による介護予防支援の充実、在宅医療と介護の連携推進、介護サービス提供の安定性を確保するための介護人材の確保等を推進します。

【基本目標2】認知症高齢者を支える支援体制の充実

- 【基本方針】 1. 認知症に対する理解の普及
2. 認知症高齢者とその家族への支援の充実

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるように、地域での認知症に対する理解を深め、見守り体制を強化し、認知症本人及びその家族に対する支援体制の整備を推進します。

【基本目標3】地域全体での高齢者支援体制の強化

- 【基本方針】 1. 生活支援の充実
2. 見守り体制の強化
3. 相談体制の強化
4. 権利擁護支援の充実
5. 住まいの確保に対する支援の充実

自分や家族、地域でできる事に取り組む、関係機関が連携し多様な主体と共に、地域で高齢者を支え合う体制を強化していきます。

【基本目標4】高齢者の生きがいづくりと活動の場の提供

- 【基本方針】 1. 生きがい支援・活躍の場の確保

地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場や、これまでに得た技能や経験を活かした活動を創出するなど、高齢者の生きがいにつながる活動を推進します。

第4章 施策の展開

基本目標1 介護予防の推進と介護保険制度の安定的な運営

高齢化に伴い介護サービス利用者は微増傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

生きがいを持ち自立した日常生活を営むには、日頃から介護予防に努め、介護が必要になった場合には、状態に応じた介護保険サービスを利用できる体制が必要です。

また、安定した介護保険サービス提供を図るためには、介護従事者の確保についての取り組みも必要となります。

今後も介護保険制度の理解の促進に努めながら、介護予防の充実、医療・介護事業者等多職種多機関との連携推進、介護従事者の確保・定着等に努めます。

【現状と課題】

1. 本市では2022年度末時点で、要介護3以上が全体の46.2%を占め、高齢者の状態に応じたより積極的な自立支援・重度化防止の取り組みが求められています。
2. 医療・介護の両方を必要とする75歳以上の高齢者が増加することから、多職種連携を深め、切れ目のない医療・介護サービスの提供が必要となります。
3. 生産年齢人口の減少は著しく、安定した介護保険サービスを提供するためにも、介護人材の定着に対する取り組みが求められています。

項目	2020年	2021年	2022年
要支援・要介護認定率 (%)	18.7	18.8	18.7
要介護3以上の割合 (%)	46.0	47.5	46.2
サービス利用者数(居宅) (人)	949	1,030	927

(各年度末時点)

【基本方針】

- 1-1 介護予防の充実
- 1-2 介護人材の確保及び介護給付の適正化
- 1-3 在宅医療・介護サービス提供体制の整備

基本方針 1-1 介護予防の充実

施策の推進方向

高齢化により介護サービスの需要が今後ますます増加・多様化する一方、現役世代人口の減少が顕著で介護の担い手が不足することが想定されます。持続可能な介護保険制度を維持するためには、自立支援及び介護予防を通じて元気な高齢者を増やすことが重要です。

高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に資する様、自助だけではなく、地域の実状に応じた互助の取組みも充実するよう、住民や民間など多様な主体との連携を図ります。

施策目標

項目	2022年	2025年
ニーズ調査における主観的健康観の高い高齢者の割合（件）	76.7	77.0
一般介護予防事業参加者数 （延人数）	2,282	2,400

具体的な取組み

①地域における介護予防の取組みの強化

介護予防の教室の他、集落サロン事業など住民運営の通いの場にはリハビリテーションに関する専門的知見を有する者が出向き、集団指導及び個別指導を実施することで地域の介護予防を強化します。

②多様な介護予防・生活支援サービス体制の整備

高齢者の多様な生活実態に応じて介護予防の取組みを選択できるように、様々な介護予防教室、社会参加を目的とした集落サロンや介護予防等ボランティアポイント事業を推進すると共に、住民主体の取組みを支援します。

③適切な介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防の必要性の高い高齢者や要支援者等に対し、自立支援の理念に基づき、個々の心身状況、生活状況に合ったマネジメントを行い、自立支援・重度化防止を支援します。

基本方針1-2 介護人材の確保及び介護給付の適正化

施策の推進方向

高齢化が進み、介護のニーズが高まっている中で、現役世代人口が減少しているだけでなく、介護の担い手も不足している現状があります。

ケアの質を確保しながら必要な介護サービスを提供するためにも、介護人材の確保と定着が必須であり、「介護福祉士」の資格取得に助成を実施します。

「介護福祉士」は介護職の中で唯一の国家資格であり、一定以上の知識や技術を証明することができます。なおかつ資格取得は本人のキャリアアップにもつながると考え、介護人材の定着を支援します。

また高齢者が住み慣れた地域で、有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう限られた資源を効率的・効果的に活用し、費用の効率化に取り組めます。

施策目標

項目	2022年	2025年
市内訪問介護事業所数 (か所)	6	6
介護福祉士資格取得補助金申請者数 (人)	0	2

具体的な取組み

① 資格取得の支援

「介護福祉士」の資格取得について、市ホームページや広報、パンフレット等を活用し、市民だけでなく、事業者へも広く周知し、介護人材の確保と定着を目指します。

② 介護人材の定着に向けた支援

- ・ 県や関係機関と連携し、介護人材の育成及び定着について対策を講じていきます。
- ・ 介護サービス事業所、教育関係者等と連携し、「介護の仕事の魅力」等を発信していきます。
- ・ 介護離職防止に関する相談窓口、制度等について周知を図ります。

③ 介護給付の適正化に向けた取組み

- ・ 広報、パンフレット等で市民に制度の周知を図ると共に、介護支援専門員および介護事業者との連携による相談体制の充実や適正なサービス提供体制の構築を図ります。
- ・ 「要介護認定の適正」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」の給付適正化主要3事業に取組み、適切な介護給付を行います。

基本方針 1-3 在宅医療・介護サービスの提供体制の整備

施策の推進方向

地域包括ケアシステムを推進するためには、利用者の心身状況や本人の選択に基づき、在宅生活を支える多様なサービスを提供できる体制や、加齢によりニーズが変化しても、医療・介護が一体的に切れ目なく受けられる体制等が必要となります。

在宅や施設など、病院以外の場所で自分らしい生活を最期まで続けることができるために、地域で医療や介護サービスが一体的に提供されるよう、医療と介護の連携強化を進めます。

施策目標

項目		2021年	2025年
自宅で亡くなる人の割合	(%)	9.4	9.5
施設で亡くなる人の割合	(%)	12.8	12.9

具体的な取組み

- ① 医療・介護関係者間の連携に向けたネットワーク構築
 - ・多職種間の相互理解を深めるための取組みとして、医療関係者と介護関係者など多職種を対象とした研修会や会議を開催します。
 - ・『にかほ市医療・介護ネットワーク会議』にて在宅医療・介護における課題、特に連携が必要とされる「日常の療養支援」、「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4場面に関する課題に対し、関係者間の連携を継続的に推進します。
- ② 在宅医療・介護連携推進のためのツールの充実
 - ・「高齢者福祉・介護・医療ガイドブック」等を活用し、地域の医療・介護資源の情報を市民に伝えると共に、関係者間の情報共有を図ります。
 - ・情報共有ツールを活用し、関係者間における日常的な連携を深めます。

基本目標 2 認知症高齢者を支える支援体制の充実

当市における認知症を有する高齢者の見込み数は 2025 年度には 1,782 人に達し、高齢者の約 5 人に 1 人が認知症有病者に該当すると見込まれます。

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるためには、地域社会全体で認知症を正しく理解し、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、地域を共につくっていくことが必要です。

地域全体で認知症に対する理解を深め、見守り体制を強化しながら、認知症本人及びその家族が安心して安全に暮らせる支援体制の整備を推進します。

【現状と課題】

1. 後期高齢者人口の増加に比例して、認知症高齢者も増加する傾向にあります。
2. 認知症高齢者の増加に伴い、認知症を正しく理解する取組みや早期発見・早期対応により本人及び家族を支援する体制の整備が必要です。
3. 認知症高齢者の増加に伴い、徘徊などの問題行動も増えつつあります。

項目	2020年	2021年	2022年
認知症サポーター登録者数 (人) (認知症サポーター・メイト1人当たり高齢者数)(人)	2,820 (3.2)	3,202 (2.8)	3,412 (2.6)
認知症高齢者 SOS ネットワーク 協力団体登録数 (か所)	13	14	15
認知症高齢者 SOS ネットワーク 新規事前登録者数 (人)	3	6	3
認知症に関する相談・訪問 (件) ※家族の相談も含む	119	145	208

【基本方針】

- 2-1 認知症に対する理解の普及
- 2-2 認知症高齢者とその家族への支援の充実

基本方針 2-1 認知症に対する理解の普及

施策の推進方向

認知症を正しく理解することは、病状や将来への不安の軽減の他、適切な認知機能低下予防の取組みにもつながります。

また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、全ての人に身近な病気であることを認識し、認知症に対する正しい理解を地域全体で進める必要があります。

施策目標

項目		2022年	2025年
認知症サポーター登録者数	(人)	3,412	4,160
(認知症サポーター・メイト1人当たり高齢者数)	(人)	(2.6)	(2.2)
認知症サポーターフォローアップ研修実施回数	(回)	3	4
専門職向け研修会	(回)	1	1
市民向け研修会・講演会の開催	(回)	9	10

具体的な取組み

①地域全体で認知症を正しく理解し見守る取組みの推進

認知症サポーター養成講座を通じて、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守ることができる体制を推進します。

地域団体だけでなく、小中学校や職域と連携しながら講座を開催することにより、若い年代への認知症の理解を深めます。

②認知症に関する正しい情報と知識の普及

- ・ガイドブックや広報等を活用し、認知症に関する正しい情報や知識を普及します。
- ・認知症に関する広報誌等の発信や講演会を定期的実施することにより認知症に関する市民の理解を深めます。

③認知機能低下予防の取組みの普及啓発

「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」といった観点で、従来の認知機能低下予防の取組みの他、生活習慣病予防や総合的な介護予防の取組みについて、教室や講座、パンフレット等を活用しながら普及啓発を進めます。

基本方針 2-2 認知症高齢者とその家族への支援の充実

施策の推進方向

認知症は進行に伴い生活や活動の様々な場面でこれまで出来ていたことが難しくなる病気です。本人・家族の心理面、生活面における負担や不安を軽減し、認知症になっても自分らしく希望を持った暮しができるよう支援します。

また、認知症高齢者の増加に伴い、徘徊への対策も必要です。認知症の人が安全に外出でき、また行方不明になった時に早期発見・保護が出来るよう、市民・民間企業・関係団体等を含めた地域全体の見守り体制を強化します。

施策目標

項目	2022年	2025年
認知症に関する相談 ※家族の相談も含む (件)	208	220
認知症カフェの設置 (か所)	1	2
認知症高齢者 SOS ネットワーク協力団体登録数 (件)	15	50
認知症高齢者 SOS ネットワーク新規事前登録者数 (人)	3	5

具体的な取組み

①地域で認知症高齢者を見守る体制の推進

- ・「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」や「どこシル伝言板」について市民に周知を図り、事業の理解を得ると共に、徘徊の心配がある高齢者の早期登録を促します。
- ・介護事業所や民間企業など、支援団体の充実と連携を深めます。

②認知症の早期発見・早期対応の体制整備

- ・早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護が受けられる体制が構築されるよう支援します。
- ・医師や社会福祉士等からなる「認知症初期集中支援チーム」で支援します。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、医療機関との連携や連絡調整の支援を行います。
- ・認知症の容態に応じた相談先や医療・介護サービスの標準的な流れを示した「認知症ケアパス」等を普及し、早期発見・早期相談につなげます。

③認知症高齢者とその家族への生きがい支援

認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護の専門家と相互に情報交換し、お互いを理解する場としての認知症カフェの設置と開催を推進します。

基本目標3 地域全体での高齢者支援体制の強化

当市においても高齢化は著しく、2023年では約4割が高齢者となっており、2035年には、5割弱が高齢者となる見込みです。高齢者が住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けるために、高齢者自身やその家族、地域・民間企業・市・関係機関等、多様な主体が連携し、自助・互助も踏まえながら地域全体で支え合う体制を強化することが必要です。

また、高齢者を取り巻く課題やリスクは複雑多様化しており、今後は高齢者単独への支援だけでなく、世帯全体への支援を強化する必要があります。

制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの多様性を前提とした地域社会の仕組みづくりを進める必要があります。

【現状と課題】

1. 高齢者人口の増加に比例して、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者世帯の課題も複雑多様化しています。
2. 高齢者の抱える課題解決に向け、関係機関が連携し、制度や分野を超えて横断的に対応する重層的な支援体制の構築や権利擁護支援の充実が求められています。
3. 個々の高齢者世帯の状況に応じて過不足のない見守りが提供できるよう、地域や関係団体と市が協働で、多様な見守り体制を強化していく必要があります。
4. 地域のニーズに合った様々な形の生活支援サービスを民間企業やNPO、住民等の参加により提供し、高齢者の継続的な在宅生活を支援する必要があります。
5. 個々の状況に合った住まいを選択できるよう支援する必要があります。

項目	2020年	2021年	2022年
高齢者等声かけ見守り巡回事業延訪問数（回）	4,847	5,317	5,366
緊急通報装置設置件数（件）	184	178	183
高齢者等除排雪支援チーム登録数（か所）	41	40	37
安心生活見守り訪問延件数（件）	323	297	216
老人クラブ友愛訪問延件数（件）	571	583	730
高齢者総合相談 延件数（件）	880	932	899
高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録数（事業者）	6	7	8
権利擁護に関する相談・訪問（件）	214	239	335
（うち成年後見制度に関する相談・訪問）（件）	（19）	（103）	（262）

●市内の介護保険の指定を受けていない高齢者住まいの設置状況（2023年9月末現在）

有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
2か所（定員72名）	2か所（定員26名）

【基本方針】

- 3-1 生活支援の充実
- 3-2 見守り体制の強化
- 3-3 相談体制の強化
- 3-4 権利擁護支援の充実
- 3-5 住まいの確保に対する支援の充実

基本方針 3-1 生活支援の充実

施策の推進方向

単身または、高齢者のみの世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等、生活支援の必要性が増加しています。多岐にわたる高齢者のニーズに対応できるよう、多様な主体が生活支援を提供していくことが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、個々の心身状況や生活状況に応じた生活支援が提供される体制づくりを進めます。

施策目標

項目	2022年	2025年
生活支援体制整備事業 協議体設置数 (カ所)	4	4
生活支援や互助の講座・座談会 開催数 (回)	5	7
高齢者除排雪支援チーム数 (自治会)	37	40

具体的な取組み

① 地域資源の把握と資源開発

生活支援体制整備事業協議体「にかほ市ささえあい創り隊」の体制（市に1カ所、中学校区に各1カ所）を維持し、地域資源の把握や地域に不足するサービス、担い手などの資源開発に関して継続的に取組みます。

② 互助の意識啓発

多様な主体が生活支援の担い手となるには、地域の一人ひとりが「わが事」として生活支援を捉えることが大切です。ボランティア活動など、一人ひとりが「自分が地域のためにできること」を考え、実践することにより多様な生活支援体制につながります。

出前講座や地域の座談会を通じ、互助の意識啓発を図ります。

③ 除排雪に関する支援の充実

高齢者世帯にとって除排雪は在宅生活を継続する上での大きな生活課題です。

自治会等と協力し、「高齢者等除排雪支援チーム」の設置を推進します。

基本方針3-2 見守り体制の強化

施策の推進方向

高齢者が増加していく中、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加しており、地域での孤立化も懸念されます。問題の早期発見、早期対応が図れるよう自治会や民生児童委員などの地縁団体、社会福祉協議会や民間企業等と連携し地域の見守りネットワーク体制を強化します。

また、市民一人ひとりが地域の見守り役であることを普及啓発していきます。

施策目標

項目	2022年	2025年
高齢者見守りネットワーク事業協力事業者数（か所）	8	10
緊急通報システム設置数（件）	183	200

具体的な取組み

① 相談窓口の周知

異変に気付いた際、早期に連絡・対応が図られるよう、出前講座やガイドブック等を活用し相談窓口の周知を図ります。

② 見守りネットワークの強化

- 日ごろから個々の世帯と関わりのある高齢者見守りネットワーク事業協力事業者、高齢者地域見守り活動協定締結事業者等と協力し合いながら見守り体制の強化に努めます。
- 高齢者見守り連絡会議で情報の共有を図り、地域での見守り体制の強化を図ります。

③ 高齢者への戸別訪問活動への支援

- 民生児童委員等と連携し「高齢者等声かけ見守り巡回事業」を継続的に実施し、熱中症予防チラシの配布や高齢者の孤立や不安解消に努めます。
- 老人クラブでは「友愛訪問活動」を実施しており、異変時の早期対応が図られるよう日頃から情報共有を密にしていきます。

④ 緊急時の体制の充実

高齢者のみの世帯や、同居家族が日中留守にすることの多い世帯の緊急時に迅速に対応することができるよう、緊急通報装置の設置を推進します。

基本方針 3-3 相談体制の強化

施策の推進方向

高齢化の進展に伴い、高齢者の日常生活を取り巻く環境も日々変化し、複雑化しています。悩みや不安などを誰にも相談できず、引きこもる世帯もあることから、自治会や民生児童委員、社会福祉協議会等と日常的な連携を密にし、高齢者に関わる問題の早期発見ができる体制づくりを強化する必要があります。

また、8050 問題※やヤングケアラー※など、高齢者を含む世帯全体の課題が複雑化・複合化する中、重層的な支援体制の整備を進める必要があります。

※8050 問題：高齢の親が生産年齢世代の子どもと同居し、その暮らしを経済的に支援するという問題

※ヤングケアラー：要介護状態の家族のために大人が行うような家事や家族の世話を担っている 18 歳未満の子ども

施策目標

項目	2022 年	2025 年
高齢者総合相談・訪問 延件数 (件)	899	950
地域ケア会議開催数 (回)	9	9

具体的な取組み

①高齢者やその家族への総合的な相談体制の強化

- ・広報、ガイドブックを通じて、地域包括支援センターの高齢者総合相談機能を周知し、高齢者本人やその家族が抱える様々な悩みに対する早期対応に努めます。
- ・地域関係者や社会福祉協議会等と連携を密にし、早期相談につながるネットワークを構築します。

②関係機関との重層的な連携体制の整備

複合的な課題を有する世帯に対しては他機関と連携し、問題の早期解決に結びつけるための支援を行います。

③地域ケア会議の活用

地域の関係者と情報共有・ネットワーク構築し、地域課題を抽出する場として地域ケア会議を活用し、相談支援体制を強化します。

基本方針 3-4 権利擁護支援の充実

施策の推進方向

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、高齢者を取り巻く課題は多様化し、権利擁護を必要とするケースも増加傾向にあります。虐待や経済状況、家族関係などにより複雑な問題を抱える高齢者の権利を守る取組み、判断能力が低下した高齢者が安心して生活できるよう金銭管理や身上保護を支援する取組みが必要です。

高齢者の安全安心な生活を守るために、地域・市・関係機関による連携を強化し、早期発見、早期相談・対応の仕組みづくりを進める必要があります。

施策目標

項目		2022年	2025年
権利擁護に関する講座等の開催数	(回)	4	5
成年後見制度利用支援者数	(人)	2	3

具体的な取組み

①権利擁護に関する制度の普及啓発

- ・ガイドブックや広報等を活用し、虐待防止や成年後見制度など、権利擁護に関する知識や情報の普及啓発、権利擁護相談窓口の周知を図ります。
- ・市民に権利擁護に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ・介護支援専門員や介護事業所等に対し権利擁護に関する講座を開催する等、専門職のスキルアップを図ります。

②早期に必要な権利擁護支援につながる体制づくり

- ・介護支援専門員や介護事業所、自治会や民生委員等の地域関係者、警察等との連携を密にし、権利擁護が必要なケースの早期発見に努めます。
- ・成年後見支援センター等と連携し、権利擁護が必要なケースが早期に必要な支援につながる体制づくりを促進します。
- ・経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な状況にある人に対し、申立て費用や後見人報酬の助成等を行うことにより、制度利用に速やかに繋がります。

③虐待の早期発見と迅速な対応

地域包括支援センターおよび市が連携し、虐待への対応方針や手順を明確化することで、虐待を見逃さず、迅速な事実確認と対応に繋がります。

基本方針 3-5 住まいの確保に対する支援の充実

施策の推進方向

今後、独居の高齢者等の増加が見込まれる中においては、高齢者が利用しやすい住まいの確保は、生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題となっております。

個々の状況に合った住宅改修や住まいを選択できるよう、情報提供や相談対応を充実させていきます。

施策目標

項目	2022年	2025年
高齢者バリアフリー改修費補助事業利用者数 (人)	5	10

具体的な取組み

① 安全な住まいの確保

介護認定を受けていない高齢者に対し、高齢者バリアフリー改修費を助成し自立した生活が続けられるよう支援します。

② 住まいに関する情報提供

市民から問い合わせに応じて、市営住宅の対象要件や、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の情報を提供します。

③ 養護老人ホームへの入所支援

高齢者の生活環境等を総合的に勘案し、居宅での生活が困難な場合に、老人福祉法の規定に基づき措置入所の対応を行います。

基本目標4 高齢者の生きがいつくりと活動の場の提供

高齢者が自分の能力を活かし地域社会に積極的に参加することは、生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。

また、介護予防の観点からも、社会参加、社会貢献、就労、生きがいつくり等の活動を積極的に行うことが必要とされております。

高齢者の豊かな経験や技能を発揮しながら、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

【現状と課題】

1. 総人口の減少、高齢化が進む中、地域の担い手不足等が喫緊の課題となっており、高齢者の地域活動の更なる活性化を図り、活動を通し生きがいのある自分らしい暮らしを続けていけるよう支援する事が必要です。

項目	2020年	2021年	2022年
集落サロン実施自治会数 (か所)	52	54	56
老人クラブ数(市連合会加盟) (か所)	43	39	37
老人クラブ会員数 (人)	1,742	1,524	1,378
シルバー人材センター会員数 (人)	182	187	183
シルバー人材センター受託件数 (件)	761	815	795

【基本方針】

- 4-1 生きがい支援・活躍の場の確保

基本方針4-1 生きがい支援・活躍の場の確保

施策の推進方向

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により、趣味等のサークルへ参加する高齢者、地域づくりに参加意向がある高齢者が多いことがわかりました。こうした高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、これまでに得た技能や経験を活かして社会貢献できる場を提供しながら、高齢者の生きがい支援を推進していきます。

施策目標

項目	2022年	2025年
集落サロン実施自治会数 (か所)	56	60
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にて「生きがいがある」と回答した人の割合 (%)	57.3	60.0
社会参加の頻度が週1回以上と回答した人の割合 (%)	39.5	40.0

具体的な取組み

① 社会参加への支援

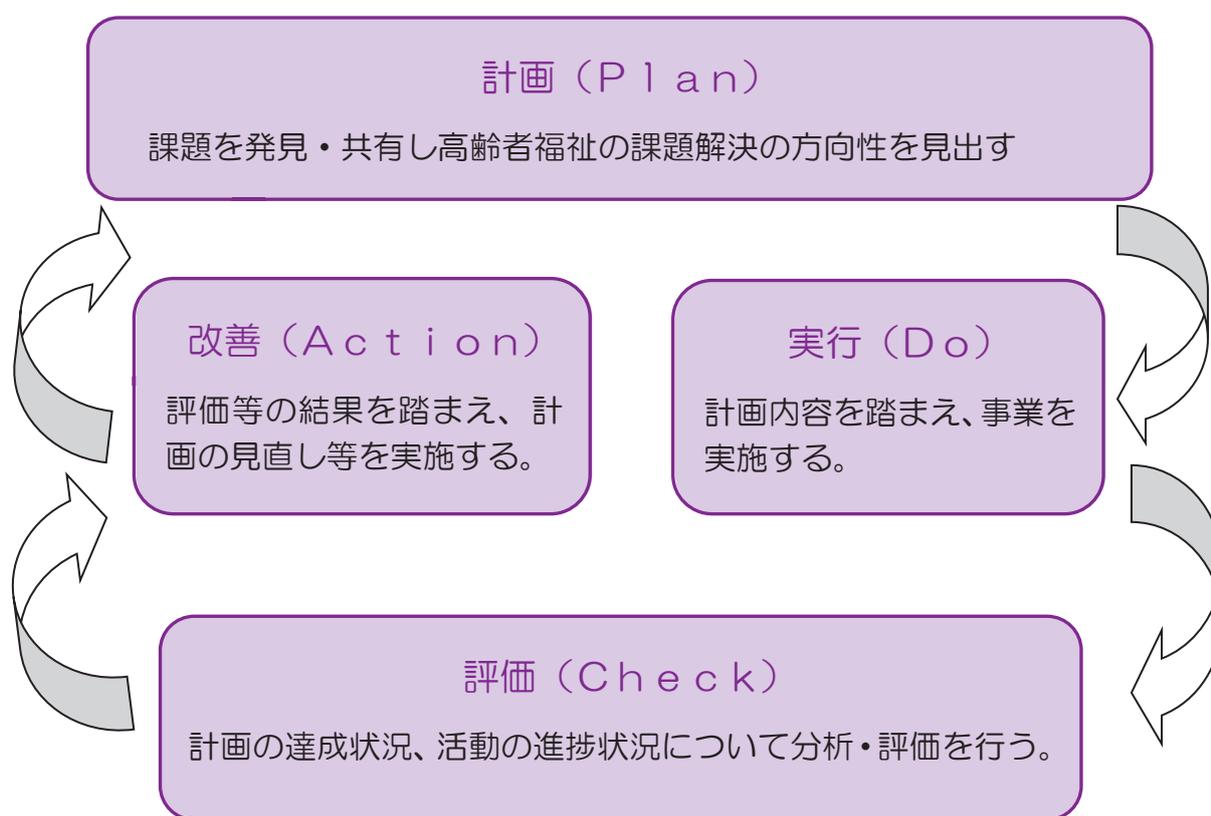
地域の通いの場が自治会やその他団体の状況に応じた柔軟な開催と継続ができるよう、生活支援コーディネーターと協力しながら支援していきます。

② 高齢者の生きがいづくり

- ・老人クラブの活動が積極的に実施できるように、補助金の交付のみならず、活動の場の提供や出前講座等で協力・連携を図ります。
- ・シルバー人材センターに登録することにより、これまでの経験や知識を活かすことができ、地域での生活支援の担い手となるような運営に向けて支援します。

第5章 計画の管理

本計画は、市の総合発展計画のもと、にかほ市の高齢者福祉全般に必要な取り組みに向けて推進されるものであり、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくために、PDCAサイクルを取り入れます。



【基本目標の管理担当】

- 基本目標 1 介護予防の推進と介護保険制度の安定的な運営
【長寿支援課・地域包括支援センター】
- 基本目標 2 認知症高齢者を支える支援体制の充実【地域包括支援センター】
- 基本目標 3 地域全体での高齢者支援体制の強化【長寿支援課・地域包括支援センター】
- 基本目標 4 高齢者の生きがいづくりと活動の場の提供
【長寿支援課・地域包括支援センター】

《資料》

【にかほ市高齢者支援計画策定委員】

(敬称略)

No.	氏名	所属	役職等	備考
1	金木 亨	有限会社アタカンテ	代表取締役	委員長
2	三浦 佳津子	にかほ市社会福祉協議会	象潟支所長	副委員長
3	伊藤 兼壽	金浦自治会長連絡協議会	会長	
4	笹森 健市	にかほ市民生委員児童委員協議会	副会長	
5	柴田 文雄	にかほ市老人クラブ連合会	事務局長	
6	高橋 邦明	公募委員		

【にかほ市高齢者支援計画策定委員会設置要綱】

にかほ市高齢者支援計画策定委員会設置要綱

令和5年5月1日

告示第38号

(設置)

第1条 にかほ市高齢者支援計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、幅広い視野から協議するため、にかほ市高齢者支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係者
- (3) 介護サービス提供事業者
- (4) 民生児童委員
- (5) 老人クラブ連合会
- (6) 公募による委員
- (7) その他市長が必要と認める者

- 3 公募による委員は2人以内とし、公募に必要な事項は別に定める。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 6 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、あらかじめ委員長が委員の中から指名し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任務)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が進行する。ただし、第1回の会議は市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、長寿支援課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

**第5期
にかほ市高齢者支援計画
(令和6年度～令和8年度)**

にかほ市福祉事務所 長寿支援課・地域包括支援センター

〒018-0492 秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子淵21

TEL.0184-32-3042 (長寿支援課)

TEL.0184-32-3045 (地域包括支援センター)

FAX.0184-37-2135

E-Mail ikiikisienka@city.nikaho.lg.jp